

「空飛ぶクルマ」の社会実装に向けた実証実験環境の向上に関する 調査・検討事業仕様書

1 事業の目的

経済産業省と国土交通省が合同で開催する「空の移動革命に向けた官民協議会」で取りまとめられたロードマップでは、「空飛ぶクルマ」を次世代の移動手段と位置付け、「物の移動」や「人の移動」だけではなく、「災害対応」、「救急」、「娯楽」等の分野においても実用化がなされ、運用されることが構想されている。このロードマップによれば、事業者による利活用の目標として、2019年から試験飛行や、実証実験等を行い、2023年には事業をスタートさせ、2030年代には実用化をさらに拡大させていくこととされている。

こうした構想を具体化していくためには国による各種の法整備だけではなく、安全性・信頼性が確保された機体の製造技術や、自動飛行、運航管理など、様々な技術開発が必要となる。

本調査検討事業では、この次世代移動手段となる「空飛ぶクルマ」について、その安全性・信頼性確保のための各種試験を、福島ロボットテストフィールド（以下「RTF」という。）の施設・設備を使用して実施することを想定し、施設・設備がどうあるべきか、どのように運用されるべきか、航空分野の視点から、安全性や適法性について調査検討し、報告書に取りまとめることを目的とする。

また、その次の段階として実施される社会実装に向けた各種の飛行実証試験についても、RTF及びその近隣上空、更には福島県浜通り上空といった広範囲で、安全かつ適法に実施するために、それに対して必要な施設・設備とその運用方法についても、多方面から調査・検討し、報告書に取りまとめることも目的とする。

この調査・検討事業の成果を利用する事を通して、RTFと福島県浜通り地域等が、「空飛ぶクルマ」の実証試験における国内の主要な拠点として、安全で、かつ充実した施設・設備、試験環境を提供し、多種多様な企業、研究者等から十分に利活用されることを目指す。

なお、前述の官民協議会においては、「空飛ぶクルマ」の主流が「電動垂直離着陸型航空機（以下「eVTOL」とする。）」になると想定しているため、本事業においても「eVTOL」の運用を前提に調査・検討を行うものとする。

2 業務委託内容

(1) 業務の内容

①RTFにおける「空飛ぶクルマ」の技術実証試験に対応した施設・設備、及びその運用方法についての調査・

「空飛ぶクルマ」およびその周辺技術の安全性・信頼性確保に関する各種の実証試験(*1)をRTF内の施設・設備を用いて実施するにあたり、航空分野の視点から、その安全性、適法性などについて調査を行い、その調査結果に基づいてRTFの施設・設備の運用方法について検討を行う。

また、安全上、法制上、RTFに追加が必要な施設・設備があれば、それらについても提案をすること。

*1) RTF施設内における「空飛ぶクルマ」の低高度浮上試験や、「空飛ぶクルマ」の要素部品の試験などを想定。

②RTF 施設及び近隣地域の上空における「空飛ぶクルマ」の飛行実証試験の実施に関する調査・検討

これまで、RTF 施設およびその近隣地域の上空では、主には無人航空機、一部では有人航空機（有人ヘリコプター）を用いた各種の飛行試験が行われている。「空飛ぶクルマ」の飛行実証試験を、同様に RTF 施設およびその近隣地域の上空で実施することを想定し(*2)、安全上、法制上必要となる施設・設備、更にそれらの運用などについて、多方面から調査し、検討を行う。

なお、この検討を行う際には、安全な運航管理を支える技術についても検討の範囲に加えることとし、必要な施設・設備、およびその運用方法についても検討すること。

*2) RTF を中心とした半径 1~1.5Km 程度の範囲のうち、居住地域などの飛行上のリスクの高いエリアを除くこととする。

③RTF および浜通り地域上空における「空飛ぶクルマ」の飛行実証試験の実施に関する提案

「空飛ぶクルマ」の飛行実証試験を前項②よりも広域な範囲(*3)で実施することを前提として、安全上、法制上においても問題のない飛行実証試験の空域を選定し、「試験実施候補エリア」として提案する。

この提案に際しては、「無人航空機」、「有人航空機（有人ヘリコプター）」、「空飛ぶクルマ」それぞれの機体ごとにカテゴライズするなど、独自の工夫を加えることとする。また、その選定した空域で実施が可能と考えられる実証試験の種類や、進め方についても検討し、提案すること。

更に、これらの検討・提案を行う際には、実施される実証試験が「地域の理解が得られる」ものとなるように、環境（騒音・振動など）といった分野についても、配慮すること。

*3) RTF を中心とした半径 1.5~25Km 程度のエリアを想定。「試験実施候補エリア」を選定する上では、飛行上のリスクの高いエリアはその中に含めず、既定の各種の航空空域、既存の航海路などを考慮すること。

(2) 実施期間

契約日から令和 2 年 3 月 20 日（金）まで

(3) 成果品

調査・検討報告書 紙媒体 3 部（正本 1 部、副本 2 部）、電子媒体 1 部（CD-ROM 等）